

監査公表第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年 9 月13日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

## 市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成28年6月30日（木）

### 2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成27年度の経営状況は、経営改善努力により251,766,212円の純利益を計上し、6年連続で黒字決算となっている。また、「第2次市立敦賀病院中期経営計画」の2年目として、計画の進捗管理を初め経営状況の情報収集、分析等を行い、さらに昨年度設置した地域包括ケア病棟の拡張など機能充実を図っている。

今年度から地方公営企業法の規定の全部適用による運営となったことにより、地域の中核病院として今後も安定した経営を持続し、信頼され温もりのある医療を提供できるよう、今後より明確になる財政状況を踏まえながら、適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

ただし、次の事務の執行については、引続き必要な措置を講じられたい。

#### (1) 医師、看護師の確保について

看護師については、修学資金の貸付により今後の採用がある程度見込むことは可能であるが、医師については、関連大学等の連携に頼っている。

全国的に医師、看護師が不足している中ではあるが、ゆとりと生きがいを持って働ける労働環境の改善に取り組み、地元出身者の採用を中心に医師、看護師の確保を行っていただきたい。

(2) 病院情報システムセキュリティ対策について

病院事業では多くの患者の重要な個人情報を取り扱っている。病院職員はもとより、各種業務に関わる委託事業者に対するセキュリティ対策についても明確にし、安全な業務体制に努めていただきたい。

(3) 窓口未収金について

医療費の自己負担金に係る未収金については、未収金対応マニュアルに基づき、法的手続き及び徴収体制の強化を図り、経営の健全性や負担の公平性を確保する観点からも未収金の削減に努められたい。

(4) 事務処理について

財務規則等に定められた事務処理がされていない書類や、決裁時のチェック機能が不十分な事例が見受けられた。財務規則等を十分認識することはもとより、責任者によるチェック機能を強化し、適正な事務処理に努められたい。